

第4次東大阪市男女共同参画推進計画改定に係る市民意識調査業務委託仕様書

1. 委託業務名

第4次東大阪市男女共同参画推進計画改定に係る市民意識調査業務

2. 趣旨

本仕様書は、第4次東大阪市男女共同参画推進計画改定に係る市民意識調査業務委託の内容及び履行方法について定めるものとする。

3. 業務目的

「第4次東大阪市男女共同参画推進計画」は本市の男女共同参画施策の指針を示すものである。令和3年度を初年度として計画の期間を10年、目標年度を令和12年度（2030年度）と設定しており、社会情勢に対応した適切な施策を推進していくために施行から5年以内に計画の見直し（＝改定）を行うものとしている。このたび、計画改定にかかる基礎資料として市民意識調査を実施するもの。

4. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

5. 業務概要

男女共同参画に関する市民意識調査を実施し成果品を作成。

- (1) 調査地域 東大阪市全域
- (2) 調査対象 市内在住の満18歳以上79歳以下の男女
- (3) 標本数 3,000人
- (4) 調査時期 令和6年8月9日～8月30日を予定（調査期間は3週間を想定）
- (5) 調査方法 郵送調査又はWEB調査を選択

6. 業務詳細

- (1) 調査票等設計
 - ・ 郵送調査の調査票及びWEB調査のフォームの作成
 - ※調査票に2次元コード、IDを印刷
 - ※ルビを振る（紙）
 - ・ 調査項目は30問程度（【別紙】「市民意識調査の調査票の設計について」参照）
 - ※東大阪市と十分に協議の上作成すること。
 - ※【別紙】「市民意識調査の調査票の設計について」の留意事項を遵守すること。
 - ・ 業者決定後、調査票の素案を速やかに提出すること。またWEBフォームのサンプルを6月中に提出すること。

(2) 調査対象者への送付物印刷

- ・調査票の印刷 (A4 版)
 - ・お礼状兼督促はがきの印刷
 - ・発送用封筒、返信用封筒の印刷
- ※要校正。7月中納品予定。

(3) 調査票の発送・回収及びお礼状兼督促はがきの送付、WEB フォームの公開

- ・調査票の発送、返送、お礼状兼督促はがきの発送にかかる郵送費用については、受託業者負担とする。
- ・宛名ラベルシール印刷・貼付、封入封緘作業は市で行うため印刷物を7月中に納品すること。
- ・各発送日に、発送物を東大阪市役所に取りに来ること。
発送予定日 調査票：8月9日(金) お礼状兼督促状：8月23日(金)
- ・発送にあたって郵便の場合、料金別納、後納は問わない。また郵便以外の運送サービスの使用も可とする。
- ・返送先は東大阪市役所とし、回収した書類は、東大阪市役所に取りに来ること。
- ・返信用封筒については、料金受取人払郵便の手続きを受託業者にて行うこと。
- ・発送日と同日に WEB フォームを公開すること。

(4) 集計・分析

- ・データ入力、整理、データチェック
- ・集計 (単純集計・クロス集計)
- ・要約、分析 (過去との比較、今後の課題等)

(5) 報告書の作成

- ・報告書ウェブサイト掲載用データ作成
- ※東大阪市と十分に協議の上、データ加工・図表の作成などを行うこと。
- ※市民に分かりやすい表現で作成すること。
- ※当該事業について市からの打ち合わせ依頼があった場合は来庁し応じること。

7. 成果品

- (1) 集計表 (単純集計・クロス集計) 一式 (Excel ファイルで)
- (2) ウェブサイト掲載用データ 【報告書】 (WORD 版・PDF 版)

8. 納品日

- (1) 集計表

令和6年10月中旬頃 納品場所：人権文化部多文化共生・男女共同参画課

- (2) 報告書

令和6年12月末頃 納品場所：人権文化部多文化共生・男女共同参画課

※納期は現時点での予定であり、詳細は後日相談の上、決定するもの。

9. 著作権及び個人情報の保護等

(1) 著作権

本業務により生じたすべての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)その他の権利は東大阪市に帰属するものとする。

(2) 個人情報の保護

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。

10. 留意事項

- (1) 受託業者は、業務に関するすべての事項について機密を保持するものとし、第3者へ漏洩したり、不正に利用してはならない。また、本業務以外の目的で、情報・記録等の媒体をコピーしてはならない。
- (2) 受託業者は、多文化共生・男女共同参画課と連絡を密にし、本業務すべてにおいて本課と協議し、承認を受けなければならない。
- (3) 受託業者は、本業務を遂行する上で支障をきたさないよう相応しい体制を整えなければならない。

11. その他

- (1) この仕様書に記載していない事項について両方で協議し、決定するものとする。